

鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の制定について

次のように定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鹿沼市条例第 21 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 法第 34 条の 16 第 1 項に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。